

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 3 定期監査	地域福祉課	<p>行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの</p> <p>使用期間が1年の行政財産目的外使用料の徴収について、納入期限が年度末に設定されていたものがあつた。</p> <p>春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づき適切な納入期限を設定されたい。</p>	注意	<p>行政財産目的外使用料の納入期限については、条例等に基づき定められた納入期限を設定するよう徹底し、適正な事務の執行に努めます。</p>	措置済